2．地域福祉活動計画の位置づけ

「高齢者が高齢者を支える」「子育てを終えた方が子育て中の住民を支える」といったような、助け合い活動を行うとともに、住民と行政が協働で福祉に取り組む、『地域福祉』を推進しなければなりません。

『地域福祉活動計画』は、住民主体の福祉のまちづくりを実践するため、地域住民の様々な課題の解決に向けた民間の活動目標を示すものです。そして、活動目標の達成に向けて、地域で支えあう「互助」を中心に「地域ぐるみの福祉」を推進するための理念と実効性の高い仕組みをつくり、活動を実践・推進することを目的としています。

また、奥多摩町が策定する「奥多摩町地域保健福祉計画」と連携し、行政とのパートナーシップはもとより、自治会、ボランティア、ＮＰＯ団体、社会福祉施設、事業者、専門機関などがその役割の中で協働し、実践・推進するための指針として位置づけます。

社会福祉協議会は、組織の構成上、地域のさまざまな公民の関係者により構成され、法律に基づいて地域の福祉関係者の連絡調整や社会福祉を目的とした活動を支援する公共性・中立性を有する民間組織です。こうした組織特性を踏まえ、社会福祉協議会が、営利、非営利、公的を問わずさまざまな活動者や活動団体、地域住民などの相互の協働によって、地域の多様なニーズや福祉課題に応えるさまざまな活動・事業を開発し、地域福祉推進の中核的団体として役割を果たします。
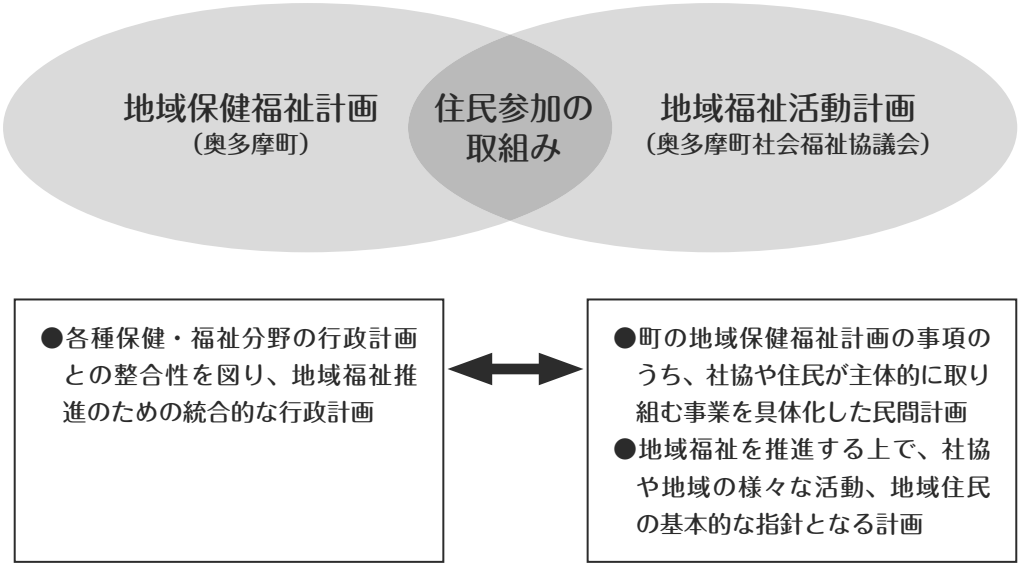
そこで、今回の『地域福祉活動計画』は、目指す将来像の実現に向けた、住民参加型の助け合い、支え合いをコーディネートするための計画書と位置づけます。そして、奥多摩町社会福祉協議会は、『地域福祉』を推進するためのサポーターとしての関わりを強化していきます。